

第 1 回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時：平成 22 年 11 月 19 日（金） 午後 6 時 30 分～ 8 時

場所：武蔵野市役所 6 階 601 会議室

1 開会

2 子ども家庭部長挨拶

（子ども家庭部長）

- ・ 今回は、民間園実務者の方々、保護者の方々にも参画いただき感謝申し上げます。また、保護者の方々については、無報酬でご出席いただいていることに、重ねて感謝申し上げます。
- ・ 子ども協会への運営主体変更を控え、より様々な運営主体による保育が展開されることになる。認可保育園は保育指針という全国基準を踏まえながら、武蔵野市としての保育の共通理解、スタンダードが必要。その上にたち、各園の理念をもって、武蔵野市に合った保育の質の維持・向上が必要である。また、保育園だけで子育てを完結するのではなく、保護者の方々、地域の方々の協力・理解があって、一緒に支え合う保育が必要である。

3 委員自己紹介

4 事務局紹介

5 議事

（ 1 ） 委員会の運営について

（委員長）

- ・ 委員会は、公募委員の参加もあることから、原則公開とする。小委員会については、公立・民間保育園の職員のみとし、日中実施し非公開とする。
- ・ 会議要録を作成し、ホームページにアップする。委員会終了後、初校は、各委員の名入りとし、完成次第委員に校正をお願いする。ホームページにアップする時には、個人名は伏せる。

（保護者 A）

- ・ ホームページにアップするものについては、例えば委員 A , 委員 B などの匿名にするか。それとも、一律 委員 とするか。

（保護者 B）

- ・ 保護者の立場での発言が分かるよう、例えば保護者 A などというように分けてほしい。

（民間保育園職員 A）

- ・ 民間保育園の委員か、公立保育園の委員かを分けるかどうかについては、今後どういう話し合いになるのかが分からないので何ともいえない。

（民間保育園職員 B）

- ・ 公立については、以前からガイドラインがあったが、民間は初めて作成するので、分けた方が良いと思う。

(委員長)

- ・ 会議要録については、保護者、公立保育園職員、民間保育園職員、委員長という分け方にするものとする。同一者の発言と分かるように、保護者A 保護者B …といった形で表示する。
- ・ 委員会開催の時間については、原則1時間30分。合意が得られれば延長もあることとし、最長でも2時間までとする。
- ・ 原則金曜日の午後6時30分からとし、市役所で開催することとする。

(民間保育園職員C)

- ・ ガイドラインの中には、マニュアル参照という部分が多くあるので、マニュアルも配布いただきたい。

(委員長)

- ・ 委員全員に後日配布する。

(保護者A)

- ・ 配布資料もホームページにアップするのか。

(委員長)

- ・ 資料については、各園で閲覧できるようにする。

(保護者B)

- ・ ホームページへのアップは、いつ頃になるか。

(委員長)

- ・ 委員会終了後1ヶ月以内にはアップする。

(民間保育園職員B)

- ・ できあがったガイドラインは、ホームページのみでのアップとするのか。

(委員長)

- ・ 紙ベースのものも、各園で閲覧できるようにする。

(保護者C)

- ・ 傍聴者から意見が出た場合は、それもまとめてホームページにアップするか。

(委員長)

- ・ 保育園の職員である傍聴者であれば、その意見は園を通して出していただきたい。保護者である傍聴者の方であれば、委員会の中で取り上げていきたい。

(2) 委員会趣旨説明 , (3) 今後のスケジュールについて

(委員長)

- ・ 趣旨については、資料4に記載されているが、第三次子どもプラン武蔵野 重点的取組3 認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組について、平成22年5月策定の「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」において、その具体的な取組として、「武蔵野市の保育のガイドライン策定」を行うこととした。市では、保育所入所児童保護者や民間保育所職員も参画のもと、本市における保育内容の水準を定めた「保育のガイドライン」を策定し、認可保育所の保育の質の維持・向上に取り組むこととし、今回策定にあたり委員会を設置した。
- ・ 委員会の所管事項については、資料1の要綱の第2条に掲げているもので、一つ目は保育のガイドラインの具体的内容に関する事、二つ目は保育のガイドラインの活用方法に関する事である。

- ・ 委員会の位置づけのイメージであるが、資料 4 に記載のとおり、検討委員会での議論を 2 回程度学識経験者に監修していただき、公民合同園長会議で内容を確認・調整していただき、最終的に市で取りまとめたいと思っている。
- ・ 今後のスケジュールについては、本日 11 月は、趣旨説明と今後のスケジュールの確認、その後 1 月に現行のガイドラインをベースに職員のみ的小委員会を開催したいと考えている。3 月には、小委員会で修正したものを保護者の視点で確認してもらい、5 月に委員会と合同園長会議同席で監修者によるアドバイスをもらいたいと考えている。その後 7 月に再び小委員会で修正案を作成し、監修者に修正案についてのアドバイスをもらい、合同園長会議にも並行して意見をいただいた上で、10 月にまとめる形に持っていきたい。
- ・ 委員会メンバーには、11 月、3 月、5 月、10 月の計 4 回程度出席をお願いする予定である。小委員会を構成する公立園、民間園の皆様には、その他 1 月、7 月にも出席していただきたいと考えているが、もう少し回数が増える可能性がある。

(民間保育園職員 B)

- ・ 監修者のアドバイスについて、2 回目のアドバイスは保育課となっているが、そのアドバイスにより、これまでの検討結果に影響がでることも考えられるので、全体の委員会の中で行ったほうがよいのではないかと。

(保護者 A)

- ・ 今回の委員会は無報酬であり、市の予算にも影響されないため、個人的には会議の回数は増やしてもらってもよい。
- ・ 監修者は学識経験者ということだが、保護者の目線ではないので、保護者も参加した中でアドバイスをもらったほうがよいのではないかと。
- ・ お願い事項として、現行のガイドラインの説明をしていただける機会を設けてもらえないか。可能であれば 1,2 月中に現行ガイドラインの適用されている公立各園保護者向けの説明会を開催して、保護者の感想や意見を聞いてもらえないか。今回のガイドライン作成に際してはパブリックコメントを行うことになっていない。まずは知ってもらうことから始めた方がよいのではないかと。5 人の保護者代表が参加しているが、実際は 1300 世帯くらいが対象になるはずなので。

(委員長)

- ・ 保護者公募委員の出席回数が増えることになるが、了解いただけるのであれば、監修者のアドバイスは委員全員参加という形にしたい。

(民間保育園職員 C)

- ・ 民間園長会議との意見交換であるが、回数を限らず要望があれば開催するというようにしてほしい。

(公立保育園職員 A)

- ・ 現行のガイドラインは、保育士などの職員側の視点で作成している。保護者に見せるために作成しているものではない。(見せられないものではないが)
- ・ 現行の説明をするより、新しいガイドラインを作成の過程で見てもらったほうがよいのではないかと。

(保護者 A)

- ・ 検討過程で見てもらい、意見をもらえるのであれば、その方がよいが、パブリックコメントを行うわけではないので、とりあえず現行のガイドラインの説明でよいのではないかと。

(公立保育園職員 B)

- ・ 今のガイドラインは、現行の保育を見直していくことを目的に作成したものである。

(保護者A)

- ・ 保護者にとってみれば、ガイドラインがあること自体知らないのが現状である。
- ・ 保育のねらいや目的も含めて説明してほしい。そのことによって、普段、保育士が何を思い、何を願って保育をしているのか、保護者も知る機会となるはずである。
- ・ 例えば、ガイドラインの中に「保護者との連携・協力」というものがあり、コミュニケーションについての記載があるが、職員は保護者とのコミュニケーションが到達点ではない。職員と保護者が子どもの成長を共有するために、あくまでもコミュニケーションは手段であり、保護者が普段どんなことを思っているのか知ったほうがよいと思う。

(公立保育園職員C)

- ・ 保護者の方にガイドラインの説明をというご意見であるが、職員としては、日々のクラスの様子を連絡帳で伝えるとか、保護者の方と直接お話しし、保育のねらいや目的も伝えたいという思いがある。また、懇談会など、説明する機会もある。

(保護者C)

- ・ ガイドラインを読み合わせながら説明してもらえば、確かにどんな保育をしているかわかりやすいと思う。ただ、ボリュームがあるのでかなり時間がかかると思うし、数回に分けて行わなければならない。内容自体は非常によいと感じている。

(委員長)

- ・ 保護者への説明については、園長会議で議論したいと思う。
- ・ 現行のガイドラインは、市の保育の質について文章化したもので、当初から保護者へ見せる形にはなっていない。見せる方法も考えたほうがよかったとは感じている。

(民間保育園職員B)

- ・ ガイドラインについては、民間保育園の職員も知らないのではないかと。
- ・ 市がガイドラインを作成した経過なども説明してもらいたい。
- ・ 現時点でのガイドラインについても保護者へ説明したほうがよいと思う。

(公立保育園職員B)

- ・ ガイドラインを作った経緯なのか、その内容なのか。どの部分を説明すべきか。

(委員長)

- ・ 保護者委員については、1月中旬以降に説明会を行いたい。
- ・ その際に民間園も対象にできないか。各園の意向も聞いていきたい。

(民間保育園職員B)

- ・ ガイドラインの中に記載されている保育目標で、「現在」を「いま」と読むなど、いろいろな思いやこだわりが感じられる。そのあたりも是非説明してほしい。

(民間保育園職員C)

- ・ 保育という視点で考えると、保育課程が土台となっているので、保護者には、保育課程を説明すべきではないか。

(公立保育園職員A)

- ・ ガイドラインには、資料として保育課程がもともとついているので、保護者に説明する際には、当然保育課程も説明することになる。

(公立保育園職員B)

- ・ 保育課程については、公立園は共通のものであるが、民間園についてはそれぞれの園の理念や目標

にあわせ各園で作成するものである。

(委員長)

- ・ 本来ガイドラインは、基本となる部分がかかれたものであるが、現行のものは、かなり具体的なところまで記載している。
- ・ ガイドラインの説明については、委員全員を対象に大きめの会議室を設定し、各園の保護者・職員も傍聴することのできる形で実施したいと思う。園には、いつ実施するかについては掲示するなどして周知したい。

(4) その他

(保護者B)

- ・ 現状として、保育のガイドラインは公立保育園でどのように活用されているのか。

(公立保育園職員A)

- ・ 作成の経緯としては、公立保育園の職員が、今までの自分たちの保育をまとめ、振り返ることが目的であった。現在も、日々の保育を振り返る指標として使っている。
- ・ マニュアル的な要素も強いが、それに縛られるということではなく、どこの保育園で、誰が担任になっても、これだけは守りたい、これだけは子ども達に体験させたいというものをまとめている。

(公立保育園職員B)

- ・ このガイドラインをもとにして、各園でマニュアルを作成している。あくまで、ガイドラインは原点であり、立ち返るもととなるものである。

(保護者B)

- ・ ガイドラインの活用方法としては、一つに各園のマニュアルを作るもととなるものであること、もう一つに各園の保育のバイブルとして使うということが分かった。

(保護者D)

- ・ マニュアルとしての活用もあるとのことだが、そのチェック体制は現状どのようになっているのか。

(公立保育園職員B)

- ・ 年に何度かは園ごとに反省する機会を設けている。第三者評価も各園3年に1回受審し外部からチェックしてもらっている。ただ、保育のチェックというのは、日々の振り返りと反省が主であると思う。

(委員長)

- ・ チェックシートのようなものはないが、あくまで個人が迷った時に立ち返るものがガイドラインであると考えている。
- ・ 今後の活用方法は、この委員会にて議論したい。

(保護者A)

- ・ 個人的には、現行の保育のガイドラインぐらいのボリュームがあって良いと思う。災害や怪我などの緊急時等の対応については、マニュアルのような記載があって当然良いと思う。
- ・ 保育内容に関してだが、ガイドラインによって保育が画一的になることは避けなければならない。一方、ガイドラインが「最低水準」となり、「これさえやっておけば良い」となることも良くない。しかし、そもそも保育とは子ども一人ひとりの成長を保証する事であることを保育職員は前提としているはずである。この子ども一人ひとりの成長を大切にするという共通認識があればより良いガイドラインとなると思う。

- ・ チェックシートについては、緊急時の手順の確認という意味合いとして、個人的にはガイドラインとは別でということであれば良いが、それをガイドラインに含める必要はないと思う。

(民間保育園職員C)

- ・ 子どもプランには、保育の質向上のためのアクションプログラムや、職員配置について市独自基準を検討とあるが、これらは今後どのように議論されるのか。
- ・ また、保育の質向上のための取組を、市内の認証保育所、家庭福祉員にも展開していくとあるが、これはどのように実施していくのか。

(委員長)

- ・ 職員の配置基準については、現在市の基準はあるが、民間園には補助基準として示している。各園の経営的な部分も大きく関わってくると思うので、補助の仕方は民間保育園長会議で議論していく。
- ・ 市内保育施設への拡大については、まずは認可保育所を優先的に実施する。最終的には全ての保育施設で実現させたいが、やれるところからやるというイメージ。現在でも、保育園アドバイザーを中心に、各保育施設での東京都指導検査同行、市独自の現況調査の実施、各種相談を受ける等行っている。

(保護者A)

- ・ 認可保育園共通のガイドラインを作成するという事で、民間保育所の方の中には、自園の独自性が失われると危惧していらっしゃる方もいるかもしれないが、「保育」そのものは子どもの数だけあると考えている。今日、様々なやり取りが委員の間で出来て良かったと思っている。ガイドラインはあくまでもガイドラインであって、今後、このような場で議論することで、より良いものを作っていけたら良いのではないかと思う。

次回委員会の予定

1月28日(金)午後6時30分～ 「公立保育園の保育のガイドライン 説明会」

市役所8階 802会議室にて

セキュリティの関係上、6時45分までに入室のこと。遅れる場合は事前に保育課に連絡。